

新型コロナウイルス関連の各種支援制度のご案内

新型コロナウイルス感染症で診療に影響を受けた場合の主な支援制度を以下の表にまとめた。各種制度の詳細についてはQRコードを参照、または協会事務局 (TEL. 06-6568-7731) まで。 2022年7月19日現在

制度	対象	給付額	申請期間	制度の詳細
事業	休業等に対する継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染により休業を余儀なくされた大阪府内の医療機関	事業を再開するために必要な経費の半額を補助 (上限30万円)	随時受付 (終期末定)
労災	労災保険	労災に加入する医療機関の従業員または特別加入の事業主で、新型コロナウイルスに感染 ※業務外で新型コロナウイルスに感染したことが明らかな場合を除く	療養補償給付、休業保障給付等、労災の補償内容に基づき給付	随時受付
	新型コロナ医療従事者支援制度	労災保険に加入する医療機関の従業員または特別加入の事業主で、支援制度加入者が新型コロナウイルスに感染 (※労災認定が必要)	・4日以上休業した場合30万円 ・死亡した場合500万円	随時受付
雇用	雇用調整助成金	売上が前年同月比5%以上減少し、雇用維持のために労働者に休業手当などを支払う事業者	休業手当などに対する費用のうち、1人あたり1日最大1万1000円	対象となる期間の最終日から2カ月以内
	小学校休業等対応助成金	①小学校や保育施設の休業 ②子どもが新型コロナウイルスに罹患、濃厚接触等——で従業員に有給の特別休暇を取得させた事業者	1人あたり1日最大1万1000円	・2022年4月～6月分の申請は8月31日まで ・2022年7月～9月分の申請は22年11月30日まで
協会	保険医休業保障共済保険	協会会員の制度加入者で、新型コロナウイルスに感染 (疑い含む) し休業した人	休業日数・加入口数に応じて給付	随時受付

新型コロナウイルス 感染時には労災申請を

特別加入の事業主も対象

院所のスタッフが新型コロナウイルスに罹患した場合、業務外での感染が明らかになった場合を除き労災申請を受けることができる。また、症状が持続し、療養等が必要と認められる場合も給付の対象とされている。労災保険は事業所単位での加入となり、雇用形態に関係なくすべての従業員が対象となる。

給付の種類

【療養給付】①労災指定医療機関を受診すれば、原則無料で治療を受けることができる。②労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担し、後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給される。

【休業給付】療養のために休職し、賃金を受けていない場合、休業4日目から給付を受けることができる。給付額は1日あたり基礎日額の8割 (特別加入の場合は9割) が活用できる。

Q・事業主が陽性のためスタッフを休ませた場合、何か保障はあるの?
A・雇用調整助成金 (休業手当を支払った事業者への助成) が活用できる。

Q・事業主が新型コロナウイルスに感染した場合、労災申請できるの?
A・事務組合を通じて労働保険の特別加入をしていれば労災申請できます。

Q・請求できる期限は?
A・療養給付、休業給付ともに請求期限は2年です。

Q・事業主が新型コロナウイルスに感染した場合、労災申請に必要な書類
同意書、使用者報告書、申立書、【療養給付】労災指定医療機関用・様式第5号、労災指定外医療機関用・様式第7号 (1)、【休業給付】様式第8号

申請用紙ダウンロード ▶

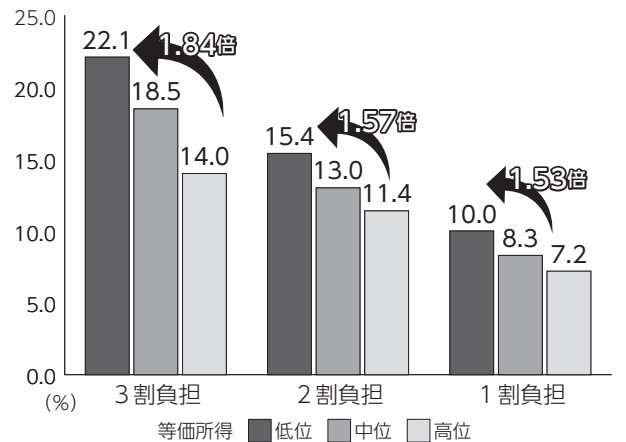
問い合わせは大阪労働局・労働基準監督署へ ▶

別支給金 (割含む)。
Q & A

高い窓口負担が義歯に影響 保障拡大が重要

東北大・東京医科歯科大研究

歯の本数が9本以下で義歯を使用していない者の割合 (N=21,594)



窓口負担割合が大きいほど、高齢者の義歯使用の所得格差を生んでいる可能性があることが分かった。東北大大学院歯学研究所の星真奈美氏と東京医科歯科大学大学院歯学総合研究科の相田潤教授らの研究によるもの。

研究は65歳以上の高齢者のデータを解析し、自己負担割合の違いが、重度の歯の喪失が認められる高齢者の義歯使用の所得格差にどのような影響を及ぼすか調査した。その結果、重度の歯の喪失にも関わらず義歯を使用していない者の割合は、3割負担 (65～69歳) の群で18.3%、2割負担 (70～74歳) の群で13.3%、1割負担 (75～79歳) の群で8.3%であった。

義歯使用に対する所得格差について、ロジスティック回帰分析をしたところ、等価所得が「低位の群」は「高位の群」と比べ、義歯を使っていない割合が3割負担で1.84倍、2割負担で1.57倍、1割負担で1.53倍と、自己負担割合が大きいほど所得格差が大きくなる傾向が明らかになった。必要とする質の高い保険・サービスをすべての人が受けられるために、歯科医療保険のカバーの程度を広げることが重要度が研究により示された。

物件案内

【住所】奈良県生駒郡三郷町三室1-14-8【最寄駅】JR王寺駅徒歩15分、または王寺駅からバス

【施設】ス笠町下車すぐ【設備】チェア4台、デジタルデンタル・パノラマ、口腔外バキューム2台【面積】43坪【金額】応相談

【その他】院長体調不良のため休院。閉院予定。【連絡先】boras@boras.yahoo.co.jp

協会行事案内

お申し込みは右のQRコードから協会行事予定の「お申込み」へ



新人スタッフ総合講座 ※7月29日申込締切

日時 8月7日 (日) 午前9時30分～午後4時
午前: 患者接遇マナー研修 (クレーム対応含む)
午後: 助手編、衛生士編にわかれて研修 (M&Dホール (保険医会館東隣り))

会場 M&Dホール (保険医会館東隣り)
講師 午前: 水原道子氏 (元大手前短期大学ライフデザイン総合学科教授)
午後: 歯科臨床・学術部講師団

会費 助手編7千円、衛生士編8千円 (ともにテキスト代含む)

定員 助手編60人、衛生士編24人

※受講者全員に『デンタルスタッフのための歯科保険診療ハンドブック』(購入価格4,500円) を配布、修了証を発行します

※開催要項・会場案内地図を送付しますので、必ず事前にお申し込みください

【会員本人限定】施設基準研修会

歯初診・外来環・歯援診・か強診の施設基準に係る研修会

日時 8月28日 (日) 午前10時～午後4時30分
(お昼休憩正午～午後1時30分)

会場 M&Dホール、保険医会館
講師 歯初診・外来環: 大西祐一氏 (大阪歯科大学 口腔外科学第二講座准教授)
歯援診・か強診: 高橋一也氏 (大阪歯科大学 高齢者歯科学講座教授)

会費 5千円
定員 100人

※部分参加不可、1日通して受講いただきます

※昼食は各自準備ください

※申込多数の場合は、サテライト会場での受講となります

【Zoom限定】9月度生涯研修

磁性アタッチメント義歯の実践

日時 9月4日 (日) 午前10時～午後1時

講師 鱈見進一氏 (九州歯科大学名誉教授)

会費 3千円、未入会者1万円
定員 100人

無料相談

【税務】 8月17日 (水) 午後2時～5時
【雇用】 8月18日 (木) 午後2時～4時
【法律】 9月5日 (月) 午後2時～4時

※会場は保険医会館。1週間前までに要申し込み

未入会者とは、会員院所に勤める未入会勤務医です

※協会行事などを本紙等で報道・紹介するため、講習会などの写真で個人が特定されることがありますが、趣旨をご理解の上、ご了承ください。また、講習会でのビデオ撮影や録音はお断りします。